

第1章 危険物規制の概要

第1	危険物の貯蔵及び取扱い制限等
----	----------------

根拠条文 消防法

○ 法第2条第7項

危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

○ 法第9条の4第1項（抜粋）

危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

○ 法第10条

1 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2 別表第1に掲げる品名（第11条の4第1項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

※ 危険物の貯蔵及び取扱いの規制に関する基本的規定で、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは製造所、貯蔵所又は取扱所という一定の施設において政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないことを規定するとともに、それに対する例外として仮貯蔵及び仮取扱いの制度を認

めることを規定したものである。

○ 法第16条の9

この章（消防法第3章危険物）の規定は、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には、これを適用しない。

※ 航空機、船舶、鉄道及び軌道による貯蔵、取扱い及び運搬について法第3章の規定の適用が除外されるのは、これらの施設による危険物の取扱い等においては移動性等の特殊性があること、さらには、航空機法、船舶安全法、鉄道営業法等による事故防止のための措置がとられていることによる。航空機、船舶、鉄道「による」危険物の貯蔵、取扱い及び運搬とは、航空機及び船舶の内部における危険物の貯蔵、取扱い及び運搬並びに鉄道及び軌道上の危険物の貯蔵、取扱い及び運搬という意味である。したがって、それ以外の貯蔵、取扱い及び運搬、例えば、航空機等に対する外部からの給油又は外部の施設等に対する航空機等からの給油については、本条の適用はなく、法第3章の規定がそのまま適用になる。

根拠条文 危政令

○ 危政令第1条の11（危険物の指定数量）

法第9条の4の政令で定める数量（指定数量）は、別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

表 1-1 指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の例示

類別	品名	性質	指定数量	取扱量	倍数
第4類	第1石油類	非水溶性液体	200ℓ	100ℓ	0.5
第4類	第2石油類	非水溶性液体	1,000ℓ	300ℓ	0.3
第4類	第3石油類	非水溶性液体	2,000ℓ	400ℓ	0.2

第1石油類の倍数：100/200=0.5

第2石油類の倍数：300/1,000=0.3

第3石油類の倍数：400/2,000=0.2

合算すると1となる。

留意事項

○ 製造所等の意義（昭和34年10月10日国消甲予発第17号「消防法の一部を改正す

る法律等の施行について)」

1 製造所の意義

製造所とは、危険物を製造するため、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものであること。

2 貯蔵所の意義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所並びにこれらを附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものであること。

3 取扱所の意義

取扱所とは、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものであること。

○ 仮貯蔵又は仮取扱い

1 仮貯蔵又は仮取扱いに係る「承認」の意義は、一般的な禁止行為を特定の場合に解除する行政行為、すなわち「許可」と同義である。(＊)

2 同一場所で行う同一行為を10日ごとに繰り返して承認することはできない。(＊)

3 場所の安全性については、一般交通の支障にならないこと、付近に火気を使用する設備等がないこと、周囲に可燃性の物件等がないこと、一般民家、学校等から適当な距離があること等が要件となる。(＊)

4 消防長又は消防署長は、危険物の性質、周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上及び消防活動上支障がないと認めた場合、仮貯蔵又は仮取扱いの承認を行うことができる。(＊)

第2	危険物施設の区分
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第2条

法第10条の貯蔵所は、次のとおり区分する。

一 屋内貯蔵所

屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

二 屋外タンク貯蔵所

屋外にあるタンク（第4号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

三 屋内タンク貯蔵所

屋内にあるタンク（次号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

四 地下タンク貯蔵所

盤面下に埋没されているタンク（危政令第2条第5号に掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

五 簡易タンク貯蔵所

簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

六 移動タンク貯蔵所

車両（被牽引自動車にあつては、前車軸を有しないものであつて、当該被牽引自動車の一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によってささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

七 屋外貯蔵所

屋外の場所において第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

○ 危政令第3条

法第10条の取扱所は、次のとおり区分する。

一 給油取扱所

専ら給油設備によって給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業

を行う取扱所

イ 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する作業

ロ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する作業

二 販売取扱所

店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所で次に掲げるもの

イ 第1種販売取扱所

指定数量の倍数が15以下のもの

ロ 第2種販売取扱所

指定数量の倍数が15を超え40以下のもの

三 移送取扱所

配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）

四 一般取扱所

前3号に掲げる取扱所以外の取扱所

留意事項

○ 給油取扱所（危政令第3条第1号）関係

1 「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。なお、危規則第28条の2の4の規定により、顧客に自ら給油させる給油取扱所において、顧客が自ら給油できるのは自動車及び原動機付自転車のみである。（令和5年3月24日消防危第63号「問1自動車等について」）

2 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されてい

る ETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）を含有したガソリンについては、第4類第1石油類（消防法別表第1備考第12号のガソリン）に該当するものであること。（平成20年3月24日消防危第45号「ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について」）

- 固定給油設備等を設けた簡易タンクの区分について（昭和37年4月6日自消丙予発第44号「質疑」）
 - 1 貯蔵を主な目的とする場合は、簡易タンク貯蔵所として規制する。この場合、貯蔵に伴う行為として、1日の取り扱い数量が指定数量未満に限り給油業務又は詰替え業務を行うことができる。
 - 2 給油を主な目的とする場合は、給油取扱所として規制する。なお、1日の給油量が指定数量未満であっても、簡易タンクに収納しうる危険物の数量が指定数量以上である場合は、給油取扱所として規制する。
 - 3 詰替え又は小分け販売等を主な目的とする場合は、一般取扱所として規制する。なお、1日の取り扱い数量が指定数量未満であっても、簡易タンクに収納しうる危険物の数量が指定数量以上である場合は、一般取扱所として規制する。

第3	危険物施設の規制範囲
----	------------

○ 製造所

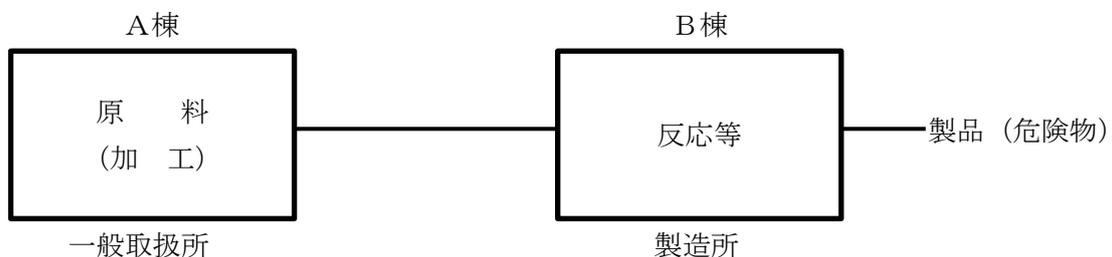
製造所とは、原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、下図のとおり種々の作業工程を経た最終製品が危険物であるものを製造所といい、規制範囲は次のとおりとする。(*)

図 3-1 製造所の作業工程の例



- 1 製造所は、危険物の製造が目的であるから、加工を目的とするものは、製造所に該当せず、取扱所に属する。なお、加工とは、沈降等による不純物の除去、比重分離による物品の除去、白土処理等による脱色等が該当する。したがって、反応、蒸留等は製造所に該当する。
- 2 製造所については、一棟の建物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、その棟全体を一の製造所とし、また、その一棟の中に同種又は異種の2以上の製造工程があっても一の製造所として規制すること。
- 3 製造工程が二棟以上の建築物にわたる場合は、その棟ごとに一の製造所となる。ただし、製造される危険物の原料のみを取り扱う棟は、その原料が危険物であるときは、当該原料となる危険物の一般取扱所となる。

図 3-2 製造工程が2棟の建築物にわたる場合の規制範囲の例



- 4 建築物のない製造施設の場合は、製造工程全部を一の製造所として規制すること。

- 5 製造された危険物又は原料となる危険物を一時的に貯めるタンクは、当該タンクが製造行程に組み込まれ、危険物を取り扱う形態のものである場合は、製造所の本来の機能に伴う施設として、製造所の一部となる。
- 6 製造所における危険物以外の物品の製造
製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、以下の要件を満たす場合は、当該物品の製造を認められる。(平成24年8月28日消防危第199号「執務資料の送付について」問2)
- (1) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
 - (2) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
 - (3) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
 - (4) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。
- 7 製造所における危険物の詰替え・充填
- (1) 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん(廃油の処理等)を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認める。(平成24年8月28日消防危第199号「執務資料の送付について」問1)
 - (2) 危険物の製造から容器への詰替え工程を、一連の危険物の製造工程として捉え、製造所内での容器の詰替えを認める。なお、詰め替え後の容器は速やかに貯蔵所等に運搬すること。(令和2年3月16日消防危第67号「執務資料の送付について」)

○屋内貯蔵所

- 1 一棟(独立・専用の建築物)ごとに規制すること。なお、隔壁で区画された複数の室がある場合でも一の貯蔵所として規制すること。(*)
- 2 他の用途の倉庫等の部屋を区画して設けられる場合は、その区画された部屋のみを規制すること。(*)

○屋外タンク貯蔵所

- 1 貯蔵タンクごとに規制すること。(*)
- 2 分割した貯蔵タンクであっても、一の貯蔵所として規制すること。(*)
- 3 共用のポンプ設備、防油堤等で複数の貯蔵タンクに係る規制について

は、指定数量の倍数が最も大なる（主たるタンク）施設の付属設備として規制すること。（*）

○ 屋内タンク貯蔵所

屋内貯蔵タンクの基数にかかわらず、タンク専用室ごとに規制すること。（*）

○ 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。（*）

ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として規制すること。（昭和 54 年 12 月 6 日消防危第 147 号「一の地下タンク貯蔵所の範囲について」）

- (1) 同一のタンク室に設置されているもの。
- (2) 同一の基礎上に設置されているもの。
- (3) 同一の蓋に設置されているもの。

○ 簡易タンク貯蔵所

簡易貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として規制すること。（*）

- (1) 同一のタンク専用室に設置されているもの。
- (2) 屋外に設置されている場合で、塀、コンクリート又は排水溝等で区画されているもの。

○ 移動タンク貯蔵所

1 単一車形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所は、下図のとおり貯蔵タンク及び車両も含めて規制すること。（*）

2 被けん引車形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所にあつては、下図のとおり移動貯蔵タンクを積載している部分のみを規制すること。（*）

3 次のようなフルトレーラー及び複合タイプのものは、認められていないので留意すること。（*）

- 屋外貯蔵所
一の区画ごとに規制すること。(*)
- 給油取扱所
区画された一の敷地ごとに規制すること。なお、地下貯蔵タンク（専用タンク、廃油タンク）、簡易貯蔵タンク等取扱所内にあるタンクを含めて規制すること。(*)
- 販売取扱所
店舗の連続した区画の部分を一の取扱所として規制すること。(*)
- 移送取扱所
原則として、一の配管、ポンプ設備ごとに規制すること。(*)
- 一般取扱所
 - 1 下図のように危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制すること。(*)

図 3-16 一般取扱所の製造工程の例



- 2 危険物を取り扱う塗装、印刷、塗布、洗浄、焼き入れ、放電加工、ボイラー、バーナー車両に固定されたタンクに液体の危険物注入、容器詰替、油圧装置、潤滑油循環装置、切削装置、研削装置、熱媒体循環装置及び蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない施設も一般取扱所として規制される。(*)
- 3 規則第1条の3第7項第1号（品名から除外されるもの）により、動植物油から除かれるもので、そのタンクに附属する注入口等の部分において、1日に指定数量以上取り扱うものも一般取扱所として規制すること。(*)
- 4 規制範囲は、原則として製造所の例によること (*)

第4	指定数量の倍数の算定方法
----	--------------

○ 製造所

1 倍数の算定は、原則として1日（24時間）における取扱いに係る危険物の数量の合計とすること。

2 危険物から危険物を製造する製造所

次の(1)～(3)までのうち、指定数量の倍数が最大のものとする。なお、附属設備に危険物である熱媒油、潤滑油等の取扱いがある場合は、その滞留量を取扱量として加算すること。

(1) 原料である危険物の総量

(2) 製品である危険物の総量

(3) 設備等に存する危険物の瞬間最大停滞量

瞬間最大停滞量で算定を行う場合は、反応缶、20号タンク等主要な設備に滞留する容量の合計をいい、配管内、熱交換器内等に滞留する容量は、算定数量として計算する必要はない。ただし、熱媒等（熱媒装置等）を他の施設から循環して使用している場合にあっては、総循環量（循環量×時間）又は熱媒装置等のタンク容量の大なる方で算定すること。

3 非危険物から危険物を製造する製造所

上記2(2)、(3)のうち、指定数量の倍数が大なるものとする。

4 その他の場合

(1) 同一危険物を繰り返して製造する場合

1工程の取扱倍数に繰り返した回数に乗じた数値及び停滞のある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって倍数とすること。

例示1：原料の指定数量の倍数が製品の指定数量の倍数より大のとき

で、かつ、1日に2工程繰り返す場合 → 原料×2回

例示2：1日に2回製造し、Bの熟成タンクに危険物の停滞がある場合

→（原料×2回）+Bの熟成タンク内の停滞量

(2) 異種危険物を同一施設にて製造する場合

同一設備を用いて1日に2種類以上の危険物を製造する場合は、各工程について、それぞれ原料危険物と製品危険物を比較して倍数の大きい方をもって当該製造所の倍数とすること。

例示：図4-2のA～C工程において、1日に3工程を行う場合、取り扱う倍数を表4-1に表す。

第1章 危険物規制の概要
第4 指定数量の倍数の算定方法

表 4-1

工 程	原料危険物			製造危険物		
	品名	使用量	倍数	品名	製造量	倍数
A	トルエン 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	300ℓ	1.5	合成樹脂クリヤー塗 料 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	1,000ℓ	5
	さく酸エチル 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	300ℓ	1.5			
	倍数合計	—	3.0			
B	トルエン 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	200ℓ	1	合成樹脂クリヤー塗 料 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	1,000ℓ	5
	さく酸エチル 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	200ℓ	1			
	メタノール (アルコール類)	250ℓ	0.625			
	倍数合計	—	2.625			
C	トルエン 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	400ℓ	2	合成樹脂クリヤー塗 料 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	1,000ℓ	5
	アセトン 〔第1石油類〕 〔水溶性〕	200ℓ	0.5			
	さく酸エチル 〔第1石油類〕 〔非水溶性〕	100ℓ	0.5			
	倍数合計	—	2.75			

※ いずれも原料危険物より、製造危険物の取扱い倍数が大きく、1日に3工程を行うとすると、指定倍数は、15倍となる。また、A工程を1日目、B、C工程を2日目に行う場合は、2日目のB、C工程の製品の指定倍数の合計となり、10倍となる。

(3) 危険物を原料として、危険物を製造する製造所において、製造工程が2日以上にわたる場合

製造工程ごとに、それぞれの日における取扱倍数を比較し、最大となる日の倍数をもって当該製造所の倍数とすること。

(4) 製造工程が2以上にわたり、かつ、同一設備を用いて同一危険物を繰り返して製造する場合

工程中の取扱倍数が最大となる日の数値とすること。ただし、工程が連続して行われ、設備内の常時危険物が停滞している製造所においては、瞬間最大停滞量の倍数が工程中の取扱倍数より大となる場合は、これを算定倍数とする。

(5) 製造工程が2以上にわたり、かつ、同一設備を用いて異なった危険物を製造する場合

各工程の最大取扱倍数と比較して最大となる数値とすること。

○ 屋内貯蔵所

貯蔵倉庫（危政令第10条の「貯蔵倉庫」をいう。）に貯蔵する危険物の最大数量とすること。

○ 屋外タンク貯蔵所

危政令第5条第2項に規定するタンクの容量とすること。

○ 屋内タンク貯蔵所

一の屋内貯蔵タンクについては、当該タンクの容量とし、二以上の屋内貯蔵タンクについては、各タンクの容量の総和とすること。これらの場合、タンクの容量の算定については、危政令第5条第2項の規定によること。

○ 地下タンク貯蔵所

一の地下貯蔵タンクについては、当該タンクの容量とし、二以上の地下貯蔵タンクについては、各タンクの容量の総和とすること。これらの場合、タンクの容量の算定については、危政令第5条第2項の規定によること。

○ 簡易タンク貯蔵所

一の簡易貯蔵タンクについては、当該タンクの容量とし、二以上の簡易貯蔵タンクについては、各タンクの容量の総和とすること。これらの場合、タ

ンクの容量の算定については、危政令第5条第2項の規定によること。

○ 移動タンク貯蔵所

1 一の移動貯蔵タンクについては、当該タンクの容量とし、ニ以上のタンクを同時に積載する移動タンク貯蔵所（積載式タンクコンテナ）については、各タンクの容量の総和とすること。これらの場合、タンクの容量の算定については、危政令第5条第2項の規定によること。

2 タンクの容量の算定については、危政令第5条第2項の規定によるものであるが、算出にあたっては次のことに留意すること。（昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」）

(1) 内容積

ア 内容積は、平成13年3月30日消防危第42号「タンクの内容積の計算方法について」により求めること。

イ 防波板、間仕切板等の容積については、内容積の計算にあたって除かないこと。

ウ 移動貯蔵タンク内部に加熱用配管等の装置類を設けるタンクにあっては、これらの装置類の容積を除くこと。

(2) 空間容積

タンクの空間容積は、タンクの内容積の5%以上10%以下とされているが、貯蔵する危険物の上部に水を満たして移送する移動タンク貯蔵所の場合は、その水が満たされている部分もタンクの空間部分に含めること（例えば二酸化炭素の移動タンク貯蔵所がこれに当たる。）。

3 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。）タンクを制作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じて差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。（平成10年10月13日消防危第90号「質疑」問3）

○ 屋外貯蔵所

当該施設に貯蔵する危険物の最大数量とすること。

○ 給油取扱所

専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の総和とすること。なお、次に掲げるものは常時指定数量未満とすること。(昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」)

- (1) 容器内にある危険物の数量の合計
- (2) 付随設備等に収納されている危険物の数量の合計(専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク並びに固定給油設備及び固定注油設備内にある危険物並びに容器内にある危険物以外の危険物の数量の合計)

- 販売取扱所
当該施設に収納する危険物の最大数量とすること。
- 移送取扱所
1日に移送する最大取扱量とすること。この場合における最大取扱量とは、移送取扱所のポンプ(船舶ポンプも含む)により、1日において実際に入出荷する量の合計の最大値(実質値)とし、ポンプ能力は単位時間当たりの吐出量×24時間又は実質運転時間とすること。
- 一般取扱所
 - 1 非危険物を製造する一般取扱所
製造所の例に準じて算定すること。
 - 2 消費の一般取扱所
次に掲げるもののうち、いずれか大なる方とすること。
 - (1) 最大瞬間停滞量
 - (2) 1日の消費量
 - 3 充てん、詰替えの一般取扱所
次に掲げるもののうち、いずれか大なる方とすること。
 - (1) 1日当たりの最大充てん量又は詰替量
 - (2) 貯蔵タンクがある場合は、タンクの容量
 - 4 油圧、循環の一般取扱所
瞬間最大停滞量とすること。
 - 5 自家発電設備等の一般取扱所
次に掲げるもののうち、いずれか大なる方とすること。
 - (1) 消防設備等法令の規定による自家発電設備については、当該法令に規定されている稼働時間の消費量
 - (2) 過去の使用実績及び震災時等の非定常時に予測される実態等を勘案して、稼働時間を算定した消費量

○ 一般取扱所

一般取扱所の危険物取扱量の算定は製造所の例により算定するものとするほか、施設の形態に応じ以下により算定するものとする。

1 ボイラー等で危険物を消費する施設

次に掲げるもののうち、いずれか大なる方とすること。

- (1) 最大瞬間停滞量
- (2) 1日の消費量

2 充てん、詰替えを行う施設

次に掲げるもののうち、いずれか大なる方とすること。

- (1) 1日当たりの最大充てん量又は詰替量
- (2) 貯蔵タンクがある場合は、タンクの容量

3 油圧、循環、蓄電池製造等を行う施設

瞬間最大停滞量とすること。

4 自家発電設備等

次に掲げるもののうち、いずれか大なる方とすること。

- (1) 消防設備等法令の規定による自家発電設備については、当該法令に規定されている稼働時間の消費量
- (2) 過去の使用実績及び震災時等の非定常時に予測される実態等を勘案して、稼働時間を算定した消費量

第5	タンクの容積の算定方法
----	-------------

根拠条文 危政令

- 危政令第5条（タンクの容積の算定方法）
 - 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの内容積及び空間容積は、総務省令【危規則第2条・第3条】で定める計算方法に従って算出するものとする。
 - 2 前項のタンク容量は、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積とすること。
 - 3 前項の規定にかかわらず、製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのないものの容量は、当該一定量とする。

根拠条文 危規則

- 危規則第2条（タンクの内容積の計算方法）

危政令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの内容積（屋根を有するタンクにあつては、当該屋根の部分を除いた部分。以下同じ。）の計算方法は、次のとおりとする。

 - 一 容易にその内容積を計算し難いタンク
当該タンクの内容積の近似計算によること。
 - 二 前号以外のタンク
通常の数値によること。
- 危規則第3条（タンクの空間容積の計算方法）
 - 1 危政令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの空間容積の計算方法は、当該タンクの内容積に100分の5以上100分の10以下の数値を乗じて算出する方法とする。ただし、危政令第20条第1項第1号の規定により第3種の消火設備（消火剤放射口をタンク内の上部に設けるものに限る。）を設ける屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク及び製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクの空間容積は、当該タンクの内容積のうち、当該消火設備の消火剤放射口の下部0.3m以上1m未満の面から上部の容積とする。
 - 2 省略

留意事項

- 縦置円筒型のタンクの容量計算にあつては、下記の部分の寸法の取り方に

ついて留意すること。

1 放爆構造となっているもの

※ 放爆構造となっているものにあつては、放爆構造の部分 ($h1+L$) が屋根に該当するものである。

2 放爆構造となっていないもの

※ 放爆構造となっていないものにあつては、内容量は、全容量とすること。

3 タンク内部に介在する比較的規模の大きな工作物（サクシオンヒーター等）については、これらの装置類の容積を除いた内容積とすること。

参照

○「具体的なタンク内容積の計算方法」—別記24「タンクの内容量の計算方法」